

タコの採捕についてのお願い

愛知県知多農林水産事務所水産課

愛知県内の沿岸域には、共同漁業権が設定されています。

共同漁業権は、一定の水面を利用して漁業を営む権利で、排他権が与えられています。

伊勢湾の沿岸においてタコは共同漁業権の魚種であり、共同漁業権内でタコを採捕する行為は漁業を営む権利を侵害する行為として漁業法第143条に基づき罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

漁業法（抜粋）

第143条 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二十万円以下の罰金に処する。

知多市

北緯 34 度 56 分 33 秒
東経 136 度 47 分 58 秒

約 850m
伊勢湾灯標
約 600m
2,393m
知多市と常滑市の境界海岸基標

緯度経度は、目安としての
数値です。(世界測地系)

伊勢湾

共 1

● 鬼崎

3,495m

常滑市

● 常滑

北緯 34 度 52 分 51 秒
東経 136 度 47 分 29 秒

常滑港

共 6

2,954m

北緯 34 度 50 分 43 秒
東経 136 度 49 分 46 秒

共 8

● 小鈴谷

